



平成 20 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 コ ン ド ー テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菅 原 昭
(コード番号 7438 東証・大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 安 藤 朋 也
TEL 06-6582-8441

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入について

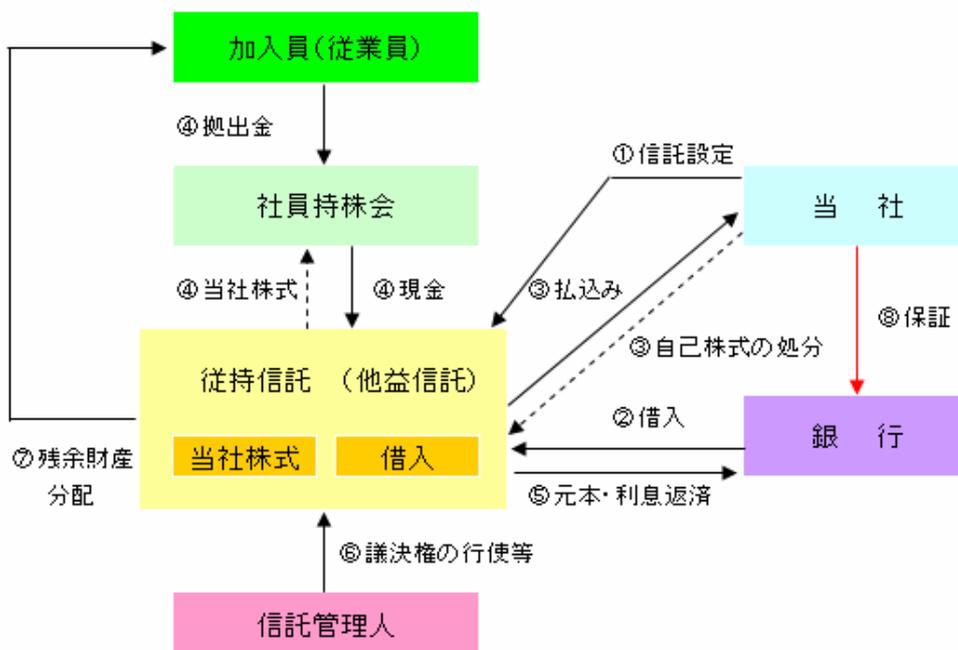
当社は、平成 20 年 8 月 29 日開催の取締役会において、当社従業員へのインセンティブ・プランの拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

本プランは、当社従業員である「コンドローテック社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)の加入員を受益者とする「社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)が、今後 5 年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め一括して取得し、信託終了時点までに持株会への当社株式の売却を通じて当該従持信託内に累積した売却益相当額(残余財産)を、受益者適格要件を満たす従業員にインセンティブとして与えることを目的としています。

本プランは、福利厚生を増進策として、持株会に加入する全ての従業員の自社株式取得及び保有を促進する制度であり、従業員の株価への意識を高め、企業価値向上を目指して業務遂行することにより、企業価値向上と従業員の財産形成を同時に達成することを狙いとしています。また、持株会が市場の流動性の影響を受けることなく円滑に当社株式の買付けを行うことができ、さらに、従業員の利益を代表する信託管理人が従業員の意思を反映して従持信託内の当社株式に係る議決権行使を行うことから、今まで以上に従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることが可能となり、当社のコーポレート・ガバナンスを一層向上させる効果があると考えております。

本プランの導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 96 万 6,855 株(平成 20 年 7 月 31 日現在)のうち 40 万株(216 百万円相当)を従持信託へ一括して処分することを同時に決議いたしました(詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分について」をご参照下さい)。

<信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）の概要>



(注) 実線（⑥を除く）は資金の移動、点線は株式の移動を示しています。

- ① 当社が、受益者適格要件を充足する当社従業員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定します。
- ② 従持信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、従持信託、銀行の三者間で従持信託の行う借入に対して保証契約を締結します。当社は、当該保証契約に基づき、従持信託の借入について保証を行い、その対価として保証料を従持信託から受け入れます。
- ③ 従持信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式の割当を受けます。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、保有する当社株式を、毎月一定日に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金を、銀行からの借入金の元本金利返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者の代表として選定された信託管理人が議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する当社従業員に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入金が残っている場合には、保証契約に基づき、当社が弁済します。

(ご参考) 『信託型従業員持株インセンティブ・プラン』は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社および野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。E-Ship[®]は信託型従業員持株インセンティブ・プラン (Employee Shareholding Incentive Plan) の略称で、野村証券株式会社の登録商標です。

以上

※ 投函場所 : 兜倶楽部、大証記者クラブ